

阿賀野市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要

1 行動計画策定の背景

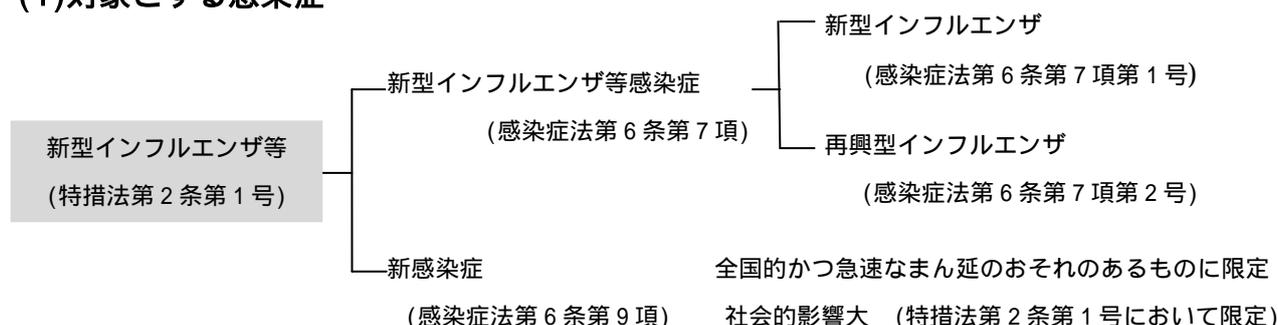
新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成25年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備する必要がある。

本市においては、平成21年5月に行動計画を策定し、新型インフルエンザ等のパンデミックに備えて事前準備に努めてきたところであるが、特措法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため、従前の行動計画を改定し、今後、国、県のガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図ることとする。

2 行動計画（案）の概要

(1)対象とする感染症



(2)基本的な方針

対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策の基本的考え方

本行動計画は、新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）の対策に基づいて市等が実施すべき対策を示したもので、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(4) 対策の主要7項目の概要

項 目	内 容
実施体制	<p>市対策体制</p> <p>新型インフルエンザ等対策連絡会議</p> <p>設置時期 未発生期、小康期</p> <p>構成員 会 長：副市長 副会長：総務部長、民生部長、 会 議：全部課局長</p> <p>新型インフルエンザ等対策本部</p> <p>設置時期 国内発生～県内感染期（任意設置） 国が緊急事態宣言した場合には法定本部に移行(特措法34条)</p> <p>構成員 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 会 議：全部課局長</p> <p>業務継続計画に基づく業務の遂行 県、関係機関との連携強化</p>
サーベイランス・情報収集	<p>県と連携して情報の収集及びその協力 収集情報の体制整備等への活用</p>
情報提供・共有	<p>市民への情報提供手段の確保及び情報提供 相談窓口の設置、県コールセンターの周知</p>
予防・まん延防止	<p>個人レベルでの感染予防対策(手洗い、うがい、マスク着用など) 学校、事業所、施設等における感染予防対策 資機材(消毒液、防護服、マスク等)の備蓄 不要不急の外出自粛や学校・施設等の使用制限等の周知徹底への協力 緊急事態宣言(特措法第45条)がされている場合</p>
予防接種	<p>特定接種の実施（特措法第28条） 対象：医療の提供や国民生活・経済の安定等業務に従事する者 住民接種の実施（特措法第46条、予防接種法第6条第3項） 対象：一般住民（国の定める方針（実施期間、優先順位等）により実施） 国及び県の協力を得ながら接種体制の構築を図る。 実施にあたってのマニュアルを作成</p>
医療	<p>県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、医療体制の検討に協力 国・県からの要請に応じて、医療体制の整備等への取り組みに協力</p>
市民生活・経済の安定	<p>国・県が行う事業所等に対する感染対策の要請等について協力 火葬体制の整備 要援護者への生活支援</p>

(5)発生段階ごとの主な対策

発生段階の整理、移行

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、段階に応じた対応方針を定めておく必要がある。

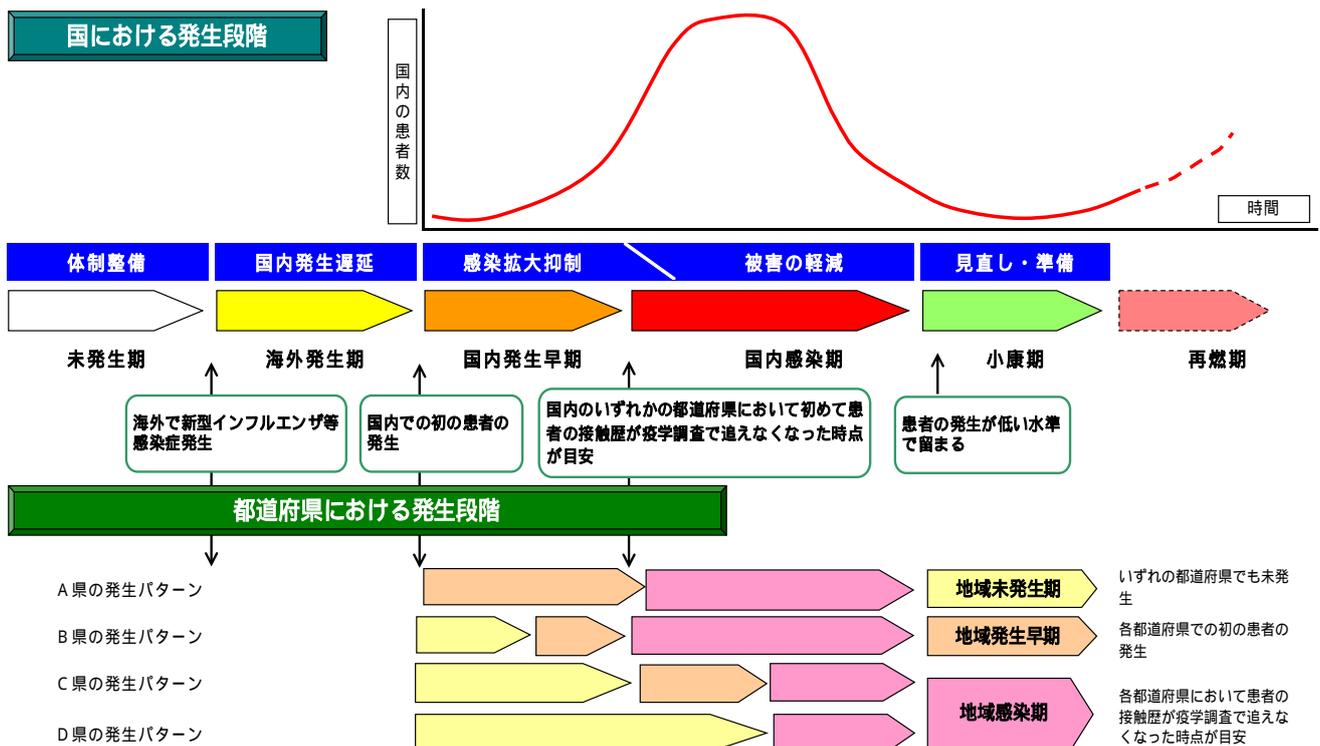
特措法において、県全体の新型インフルエンザ対策の総合調整を県が行う等の観点から、市行動計画においても県行動計画と整合性を図り、次の段階に基づき対策を実施する。なお、発生段階の移行については、必要に応じて国等と協議の上で、県対策本部が決定することとされている。

< 発生段階 >

発生段階（国）	発生段階（県）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

< 国及び地域（都道府県）における発生段階 >

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



発生段階ごとの主な対策

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うため、あらかじめ発生段階を設け、各段階における対応を各項目に合わせて、具体的に示している。新型インフルエンザ等の発生したときは、これらの各段階における対策を国、県と連携して柔軟に選択し実施する。

発生段階		未発定期	海外発定期	県内未発定期	県内発生早期 (市内発生)	県内感染期 (市内発生)	小康期	緊急事態宣言が 発せられた場合 緊急事態措置 必要最小限の対策を 選択して実施
対策の目的		・発生に備え、体制整備を行う。 ・県等と連携し情報収集	・国内侵入の遅延と早期発見に努める ・国内発生に備え体制整備の促進	・県内発生遅延と早期発見に努める ・県内発生に備え体制整備の促進	・流行ピークを遅らせる ・市民へ積極的な情報提供 ・感染拡大に備え予防接種などの体制整備	・感染拡大防止から健康被害や生活等への影響軽減 ・医療体制の維持への協力 ・予防接種継続実施	・市民生活及び市民経済の回復 ・流行の第二波に備える	
主要7項目	各項目の主な対策							
1 実施体制	・県との連携により全市的な対応体制の構築 ・未発定期小康期(本部廃止後)：対策連絡会議の設置 ・海外発定期以降：対策本部	・行政計画見直し、マニュアルの作成 市対策連絡会議設置	政府対策本部、県対策本部設置 ↓ 阿賀野市新型インフルエンザ等対策本部設置(任意設置、法定設置)				県等対策本部廃止 ↓ 市対策本部廃止	・市対策本部設置(特措法第34条) ・県等の緊急事態措置の代行 ・他自治体による応援
2 サーベイランス・情報収集	・県等との連携し、発生に備え情報収集対策体制整備	国・県と連携した情報収集とその取組み等への協力						
3 情報提供・共有	・市民、事業者等への迅速な情報提供 ・情報提供手段を確保と提供体制の整備	・情報提供体制の検討 ・対策の普及啓発	対策等に関する積極的な情報提供 コールセンター(相談窓口)設置し、市民との双方向コミュニケーション					
4 予防・まん延防止	・市民へ積極的な情報提供 ・感染拡大に備え体制整備 ・個人等への対策実施啓発		国・県と連携し対策の普及啓発を実施 国・県が行う水際対策への協力				・流行の第二波に備えて市民等に注意喚起を行う	・県知事が実施する外出自粛要請や施設の使用制限等の市民の周知
5 予防接種	・特定接種、住民接種体制の構築、準備 ・予防接種の実施	・予防接種体制の検討、構築 ・県と連携し特定事業者の登録に協力	・国の要請を受け具体的な接種体制を構築する。 ・市民等に情報提供	国が特定接種を決定した場合は、特定接種を実施 住民接種を実施				・特措法第46条による住民接種
6 医療	・県が行う医療体制整備協力 ・在宅療養者支援等	・県が行う地域医療体制検討に協力	県等の要請によりその実施する地域医療体制の検討、対策に協力 在宅療養者の支援実施					
7 市民生活及び市民経済の安定	・市民等への準備働きかけ ・市民生活に関わる事業の継続、生活必需品の安定供給 ・要援護者等への支援	・対策に必要な資機材等の備蓄、施設等を整備 ・県等と連携し火葬埋葬を円滑に行う体制を整備 ・県等の要請により要援護者の把握	県等が行う事業者への対策等の要請に協力 市民へ適切な消費行動を呼びかけ 県等と連携し安置施設の確保の準備 要援護者支援等の準備 要援護者の支援等を実施					・事業所等サービス水準低下容認を呼びかけ ・生活必需品等の価格安定 ・要援護者の生活支援 ・埋葬火葬の特例実施

緊急事態宣言：国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。